

## 児童買春・児童ポルノ禁止法の今国会での改正を求める要望書

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）は 1999 年超党派の議員立法により成立し、2004 年に一部改正が行われて以降、「3 年を目途の見直し」による法改正が実行されずに既に 9 年が経過し、今日に至っています。

この間、インターネット等情報技術の急速な発展・普及により、現行法の網の目を潜って児童買春・児童ポルノ事件は多発しています。特に児童ポルノ被害に関しては昨年の被害児童数は、2012 年度新たに被害を認定した児童が 1,264 人、そのうち小学生は 56.3%、摘発件数は、前年比 9.7%増の 1,596 件に上り過去最多であり、極めて深刻な状態にあります。

また、児童買春・児童ポルノ禁止法に抵触していながらも、乳首と局部だけを隠し性行為をあからさまに連想させる行動をとらせた“着エロ”と称する児童ポルノは取り締まられておらず、おびたしい数の子どもたちが犠牲になっています。幼ければ幼いほど需要があるという実態すら存在しています。私たちの国の将来を担う大切な子どもたちが、このように大人の性的対象として貶められるということは決してあってはならないことです。

児童ポルノは一度でも流通してしまうと被害が半永久的に続き、被害児童は一生にわたって苦しめられます。児童ポルノはいつまでも続く児童虐待です。児童ポルノ根絶のためには、「所持そのものの禁止」が世界的潮流です。現在、G7 諸国のみならず、OECD 先進諸国 34 カ国の中でも、単純所持を禁じていないのは日本だけです。「単純所持禁止」の法改正なくしては、児童ポルノによる子どもの被害を減らし根絶させることはできません。

子どもの権利を守り、その最善の利益を実現するために児童買春・児童ポルノ禁止改正法案の一刻も早い国会審議と法成立に向け、何卒ご尽力下さいますようお願い申し上げます。

2013 年 10 月 15 日

ECPAT/ストップ子ども買春の会

公益財団法人 日本YWCA

公益財団法人 日本YMCA 同盟

東京・強姦救援センター

NPO 法人 CAP センター・Japan

日本婦人有権者同盟

東京都婦人相談研究会

認定 NPO 法人日本ハビタット協会

救世軍

新宿区婦人問題を考える会

アジアの女性と子どもネットワーク (AWC)

ポルノ被害と性暴力を考える会 (PAPS)

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

NPO 法人青い空—子ども・人権・非暴力

全国婦人保護施設等連絡協議会

全国婦人相談員連絡協議会

NPO 法人ボラリスプロジェクトジャパン

日本キリスト教協議会女性委員会

NPO 法人シンクキッズ—子ども虐待・性犯罪をなくす会

UN Women 東京

(順不同)